

委託担当課 : 熊本城総合事務所

委託業務名:

令和8年度(2026年度)

熊本城数寄屋丸二階御広間解体保存工事に伴う部材破損状況調査ほか業務委託

設計書

履行場所	熊本市中央区本丸地内ほか		
履行期間	契約締結日	から	令和10年(2028年)7月14日 まで

熊 本 市

(業務委託概要書)

業務委託名

熊本城数寄屋丸二階御広間解体保存工事に伴う部材破損状況調査ほか業務委託

【構造・規模】	・復元建造物 数寄屋丸二階御広間（解体保存） 木造 二階建 切妻造 本瓦葺 延べ面積821.88㎡
	・部材格納庫（新築） 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 平屋 延べ面積180.36㎡（5棟合計 901.80㎡）
【委託期間】	・ 契約締結日より 令和10年（2028年）7月14日
【業務概要】	・ 解体保存工事に伴う部材破損状況調査 1ー式 現地調査・部材破損状況調査 野帳作成・整理 ・ 専門的見地による解体保存作業及び格納庫新築に係る施工監理 1ー式 ・ 報告書とりまとめ 1ー式
【留意事項】	・ 設計業務の実施においては、定期的に工程会議を行い、提出物（現場調査結果、設計方針、各種図面、仕様書、内訳書関係書類等）について調査職員の確認を受けること。なお、工程会議の実施日及び資料の提出日については調査職員と打合せのうえ業務計画書に記載すること。 ・ 業務着手後、速やかに電子納品の事前協議を行い、業務計画書の提出とあわせて事前チェックシートを提出すること。なお、電子納品は業務完了までに行うこと。
【特記事項】	・ 本業務の契約後、速やかに業務計画書を作成し、市調査職員に提出し、承諾を受けること。 ・ 作業報告書（進捗状況等）の提出は毎月10日までに報告を行うこと。 ・ 本業務履行のために必要な本市所有の整備工事報告書及び過去の資料は協議のうえ貸与する。 ・ 本仕様書に記載のない事項については、その都度、市調査職員と協議し決定すること。 ・ 受託者は工事請負者に解体した部材を適切に調査出来るように仮置き場所・並べ方を指示し、速やかに調査を行うこと。
【その他】	・ 本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、熊本市営繕課ホームページに掲載の「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

熊本城数寄屋丸二階御広間解体保存工事に伴う部材破損状況調査ほか業務委託 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (熊本城数寄屋丸二階御広間解体保存工事に伴う部材破損状況調査ほか業務委託)

2. 対象施設の概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|--------------------|
| (1) | 対象施設名称 | (数寄屋丸二階御広間、格納庫) |
| (2) | 敷地の場所 | (熊本市中央区本丸地内ほか) |
| (3) | 施設用途 | (復元建造物、格納庫) |
| (4) | 主要構造及び階数 | (木造 2階、鉄骨造 平屋) |
| (5) | 全体計画予定額 | (401,060) 千円(税込) |

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「 ● 」印が付されたものを適用する。「 ● 」印の付かない場合は、「 ※ 」印を適用する。
「 ● 」印と「 ※ 」印が付いた場合は共に適用する。

4. 対象工事の概要

本業務の対象となる工事(以下「対象工事」という。)の概要は以下の通りとする。
・対象工事の名称、工期等は、別添(業務委託概要)による。

5. 委託期間

委託契約締結日より 令和10年(2028年)7月14日 迄とする。

II 業務仕様

1. 業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ☒ 建築部材破損状況調査に関する業務
- ☒ 専門的見地による解体保存作業及び格納庫新築に係る施工監理

① 建築部材破損状況調査に関する業務

- ☒ 建築部材を調査・確認し野帳簿・部材調書を作成する業務
 - ☒ 回収部材の調査による部材の位置・寸法確認及び破損状況調査
建築部材等の回収時に番付を行うとともに、回収部材の部材寸法、材種、破損状況、各部の仕様等を調査(記録採取、野帳作成、記録写真撮影)する。
 - ☒ 回収部材等の再利用の可否
回収部材等の再利用の可否を判断し、組立設計の際の資料とする。

② 専門的見地による解体保存作業及び格納庫新築に係る施工監理

- ☒ 解体保存作業について指導・指示する業務
 - ☒ 解体方法や手順等の指導
解体した部材については再利用を図るため、解体作業時には可能な限り立ち合い、部材を極力痛めないよう作業の指導を行う。
 - ☒ 解体した部材の保管・廃棄に関し指示を行う
建築部材等を解体した際に、それらの保管や廃棄について指示を行う。
 - ☒ 木部材の番付についての指示
木部材の番付について指示を行い、野帳簿及び報告書に反映させる。

☒ 格納庫新築に係る施工監理

③ そのほか業務

☒ 報告書とりまとめ

2. 業務の実施

(1) 適用基準等

本業務は次に掲げる技術基準その他関係技術指針等に適合するように業務を実施しなければならない。
なお、技術基準等については契約時の最新版のものを適用すること。

また、着手前に現行の各種法関係に適合していることを確認し、変更等の措置が必要となる場合は調査職員と協議すること。

① 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- ・熊本県環境基本条例
- ・熊本市都市景観条例
- ・熊本市まちなみカラーガイド
- ・熊本市環境配慮指針
- ・公共事業等環境配慮システムに係る技術指針
- ・建設副産物適正処理推進要領
- ・熊本県の地球温暖化対策の推進に関する条例
- ・やさしいまちづくり条例
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・既存建築物のユニバーサルデザイン評価マニュアル
- ・公共施設緑化マニュアル
- ・熊本市市有建築物耐震対策基本方針
- ・省エネルギー建築設計指針
- ・対象工事の設計図書
- ・工事監督実施要領(案)
- ・改修工事監督実施要領(案)

② 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・木造建築工事標準仕様書
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・擁壁設計標準図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・表示・標識標準

(2) 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者、担当技術者を総称している。

① 管理技術者

管理技術者は、次のいずれかの要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等について技術能力及び経験を有するものとする。なお、受託者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ☒ 建築士法（昭和25年法律第202号以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
- ☐ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能に付き国土交通大臣が定める資格を有するもの
- ☒ 文化庁の承認を受けた文化財建造物修理主任技術者

また、管理技術者は、下記に示す実績を有すること。

- ☒ 公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- ☒ 発注者から直接受託し、日本国内において完了した、木造建造物のア又はイに該当する解体修理設計若しくは工事監理業務（修理面積が2分の1以上のものに限る。）
、以下のイに該当する復元設計若しくは工事監理業務の実績（以下「同種実績」という。）
又は以下のイに該当するものとして復元された建造物の解体保存設計の実績を有すること。

ア 国宝又は国若しくは県指定重要文化財

イ 国指定史跡を構成する歴史的建造物（史跡の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物又はその他の工作物をいう。）

- ☐

☐ 技術士相当、又は大学卒業後18年
以上の実務経験相当

☐ 大学卒業後13年以上の実務経験相当

☐ 大学卒業後 8年以上の実務経験相当

☐ 大学卒業後 5年以上の実務経験相当

の能力を有すること。

② 担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有するものとする。

また、担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門毎の責任者として、担当主任技術者を各1名選定し配置する。

ただし、建築（意匠）担当主任技術者と建築（構造）担当主任技術者は兼務してもよいものとする。

なお、建築（意匠）担当主任技術者および建築（構造）担当主任技術者のうち主たる業務の主任技術者は、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ☐ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（建築設備士）
- ☐ 文化庁の承認を受けた文化財建造物保存修理主任技術者
- ☒ 当該担当の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、調査職員がそれと同等の能力があると認めた者であること。

なお、担当主任技術者及び担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。

- ・ 建築（意匠）と建築（構造）
- ・ 電気設備と機械設備

(3) 提出書類等

提出書類

- ① 受託者は、業務内容を十分に検討の上、「着手届」及び「業務工程表」を委託者に提出し、業務を工程表どおり完了させるものとする。
 - ② 受託者は、速やかに業務計画書を作成し提出すること。また、業務の一部を再委託する場合は、再委託届を提出し、本市の承諾を受けること。
 - ③ 前各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、承諾を受けるものとする。
 - ④ 業務が終了したときは、「完了届」及び「成果品納入書」を提出すること。
- なお、成果品納入書には成果品が一覧できる写真を添付すること。

(4) 打合せ及び記録

受託者は建築部材破損状況調査業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ適切な時期に連絡を取り、施工状況について把握しなければならない。

打合せは、適宜行うものとし、速やかに記録を作成し、係員に提出する。

また、不明点等が生じた場合も同様、速やかに打ちあわせ、その指示による。なお、本市に対する協議等は、原則として届け出た特定の者によること。

(5) 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

- ① 業務一般事項
 - 1) 業務の目的
 - 2) 業務計画書の適用範囲
 - 3) 業務計画書の適用基準等
 - 4) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。
- ② 業務工程計画

業務工程表に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、請負者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成を行う。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

③ 業務体制

1) 受託者側管理体制

業務実施体制表の作成を行い、必要事項を記載する。

2) 業務運営計画

受託者は定期的に施工者と会議を行うこと。なお、会議の開催に係る事項(出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項)を記載する。

3) 管理技術者等の経歴

管理技術者・担当主任技術者経歴として、次の内容を記載する。

- ・ 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去5年以内の国・地方公共団体等の国若しくは県指定重要文化財又は国指定史跡を構成する歴史的建造物の組立や解体、保存修理設計業務の実績又は、類似業務の実績及び手持ちの業務の状況
- ・ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去5年以内の国・地方公共団体等の設計業務の実績又は、類似業務の実績及び手持ちの業務の状況

4) 再委託

受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託届を提出し、本市の承諾を受けること。

④ 業務方針

業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受託者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

(6) 毎月の作業報告

受託者は、毎月10日までに前月に係る作業の状況に関し、次に掲げるものを調査職員に提出すること。

作業報告書

- ・ 作業状況報告
- ・ 打合せ記録簿
- ・ 工事進捗状況写真

(7) 成果品の提出

【令和8年度末時点】

- | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|
| ◎ ア 作業報告書(R8.9～R9.3分) | 1 | － | 式 |
| ◎ イ その他調査職員が必要とするもの | 1 | － | 式 |
| ◎ ウ 上記全てが記録されたデータ(CD-R若しくはDVD) | 1 | | 部 |

【令和9年度末時点】

- | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|
| ◎ ア 作業報告書(R9.4～R10.3分) | 1 | － | 式 |
| ◎ イ その他調査職員が必要とするもの | 1 | － | 式 |
| ◎ ウ 上記全てが記録されたデータ(CD-R若しくはDVD) | 1 | | 部 |

【委託期間末時点】

- | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|
| ◎ ア 作業報告書(R8.9～R10.7分) | 1 | － | 式 |
| ◎ イ 構成部材調書(R8.9～R10.7分) | 1 | － | 式 |
| ◎ ウ 部材破損調書(R8.9～R10.7分) | 1 | － | 式 |
| ◎ エ 野帳の写し(R8.9～R10.7分) | 1 | － | 式 |
| ◎ オ その他調査職員が必要とするもの | 1 | － | 式 |
| ◎ カ 上記全てが記録されたデータ(CD-R若しくはDVD) | 1 | | 部 |

特約事項

【支払い条件】

1. 受託者は会計年度ごとに部分完了検査を受け、その会計年度末までに各年度支払限度額の範囲内で部分払いの請求を行うこと。
2. 委託者は、予算の都合上その他必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

(参考図書)

委託内訳書

業務委託名:

令和8年度(2026年度)

熊本城数寄屋丸二階御広間解体保存工事に伴う部材破損状況調査ほか業務委託

履行場所	熊本市中央区本丸地内ほか		
履行期間	契約締結日	から	令和10年(2028年)7月14日 まで
熊 本 市			

[illegible][illegible]